「保険金が使える」という住宅修理サービスでのトラブルにご注意!

保険金が使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

※台風・雪災などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

トラブル1 自己負担ゼロを強調

トラブル2 強引な契約

トラブル3 うその理由で請求

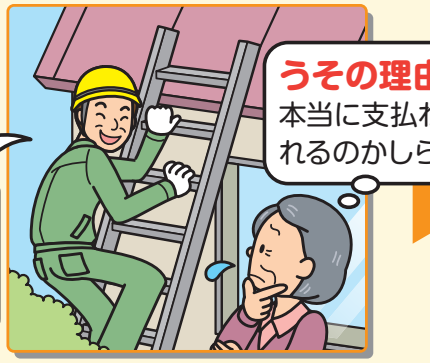

※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

ストップ!!

住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前にご加入先の損害保険会社または代理店にご相談**をお願いいたします。

一般社団法人 日本損害保険協会　SONPO　協力　独立行政法人 国民生活センター

あなたも被害にあうかもしれません！

～「保険金が使える」という住宅修理トラブルの相談～

① トラブル相談が多く寄せられています

4年間で
約6倍
となっています

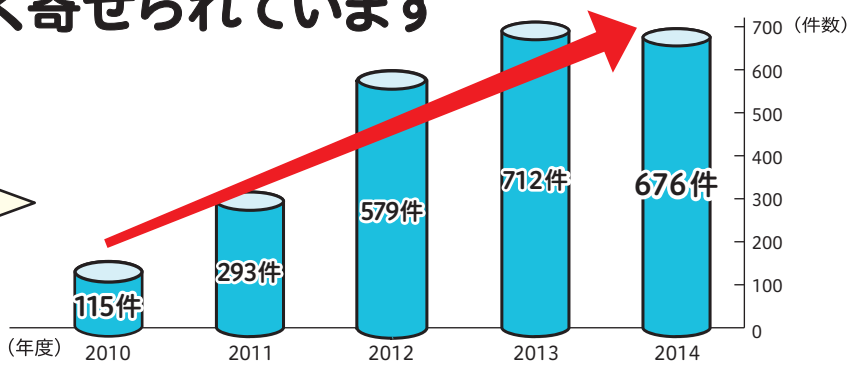

② 訪問による勧誘が多いです（※）

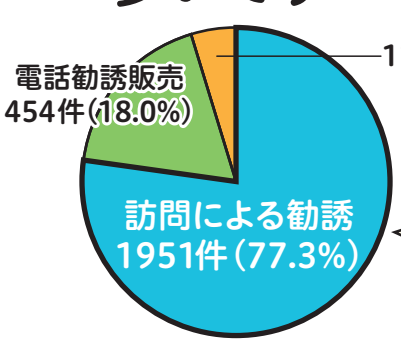

訪問による勧誘が、全体の約**80**%を占めています

③ 高齢者からの相談が増えています（※）

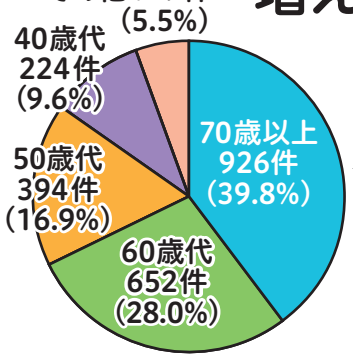

平均年齢
63.6歳
と比較的高めです

データ提供：独立行政法人 国民生活センター　※2007年度から2014 年度によせられた相談の内訳（不明・無回答除く）

事例

「保険金を使って屋根工事ができる」「請求手続き費用も一切かからない」というチラシを配っていた業者が自宅に来た。高齢の母が強引に勧誘されたようで、業者から請求手続きをせかされていた。申請書類を見ると、**屋根の損傷の原因を強風としていた。経年劣化だと思っていたので、うその理由で申請することになると思い、契約を断った。**

その後、**断っても断っても申請代行業者が来て、母に「すでに調査の手配をしているんだ。弁護士に相談して損害賠償請求してやる」と怒鳴って詰め寄ってくる。**

（契約者：80歳代 女性）

出所：国民生活センター公表資料に掲載の事例を加工

損害保険に関するご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808　<全国共通・通話料有料>

※PHS、IP 電話からは 03-4332-5241 へおかけください

受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）　受付時間：午前9時15分～午後5時

一般社団法人 日本損害保険協会　SONPO

保険金不正請求 ホットライン
専用フリーダイヤル：0120-271-824

うその理由で保険金を申請するように勧められた場合については上記ホットラインにお電話いただきますようにお願いします。

2015.09